

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更
みつばちの腐そ病の発生
土地改良事業計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可(三件)
保安林の指定の解除
保安林の指定の解除予定(三件)
県道の区域の変更
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
政治団体の設立の届出
- ◇公 告 クリーニング師試験の実施

規 則

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

告 示

措置入院者等の所得税額の合算額		費用徴収額
6,601円以上	11,040円以下	3,200円
11,041円以上	17,880円以下	4,600円
17,881円以上	25,680円以下	5,400円
25,681円以上	33,720円以下	6,900円
33,721円以上	42,000円以下	8,600円
42,001円以上	51,000円以下	10,100円
51,001円以上	62,520円以下	11,700円
62,521円以上	74,520円以下	13,200円
74,521円以上	87,120円以下	14,800円
87,121円以上	156,000円以下	18,500円
156,001円以上	198,000円以下	22,300円
198,001円以上	287,500円以下	29,400円
287,501円以上	397,000円以下	36,600円
397,001円以上	929,400円以下	43,800円
929,401円以上	1,500,000円以下	70,000円
1,500,001円以上		全 額

別表の備考2(2)中「2,900円」を「3,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第八百九十四号

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十七年九月一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により公表する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地利用基本計画図中農業地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部土地対策課及び関係市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百九十五号

みつばちの腐そ病が発生したので、みつばちについての腐蛆^そ病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発生年月日 発生場所 発生群数

昭和五十七年九月一日 米子市大篠津町二一四〇一六 四 群

〃

西伯郡名和町大字名和一一五七 二 群

鳥取県告示第八百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年五月十二日付けで西伯郡岸本町清原三四手嶋勇ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（大平地区農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百九十七号

昭和五十七年八月四日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大滝地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年九月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（福井地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月二日認可

したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十九号

北条町から申請のあつた町営土地改良（船渡地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（明圓地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年九月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字小野尻一六二一の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一七の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百三三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字東河原四〇の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇、九一四の一（以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	変前後別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上大立大栄線	変更前	東伯郡大栄町大字由良宿字二子塚 二〇七一三地从先から同大字東 元屋敷一〇九六一一地从先まで	六・五〇 一・二二八・〇	六・五〇 一・二二八・〇	一・二二八・〇
	変更後	東伯郡大栄町大字由良宿字二子塚 二〇七七一三地从先から同大字東 元屋敷一〇九六一一地从先まで	六・五〇 一・二二八・〇	六・五〇 一・二二八・〇	一・二二八・〇
新見日南線	変更前	日野郡日南町中石見字元屋敷四〇 三一一九二地从先まで 道上一三九二地从先まで	七・五〇 一・九七五	七・五〇 一・九七五	九七五
	変更後	日野郡日南町中石見字元屋敷四〇 三一一九二地从先まで 道上一三九二地从先まで	七・五〇 一・九七五	七・五〇 一・九七五	九七五

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

昭和五十七年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十七年九月十六日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
小谷寿後援会	佐藤 政春	安陪 昭二	八頭郡河原町河原四六一四	その他の政治団体
佐々木紘一後援会	山崎 昭義	岡松 孝	七 鳥取市吉岡温泉町二四	
太田吾郎後援会	霜田 秀雄	喜美 三	鳥取市吉成七九〇一三	

全国社会保険推進連盟 鳥取県支部	橋本 清治 森原 正	鳥取市栄町四〇一	"
躍動境港市を担う青年 市民連合	井田征二郎 森田 英雄	境港市元町一九二八	"
自由民主党鳥取県日本 看護連盟支部	山田きよ子 渡辺 礼子	鳥取市扇町二一	政党の 支部

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年九月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
常田たかよし後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市立川町六丁目二四八	鳥取市庖丁人町二
伊藤武夫後援会	"	倉吉市西町二七〇	倉吉市西仲町二六五一
"	代表者の氏名	友松五郎	由谷武之
公明党鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市今町二丁目二八一	鳥取市今町二丁目二九〇

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のように実施する。

昭和57年9月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

- (1) 学科試験 昭和57年10月20日（水）10時から12時まで
- (2) 実地試験 昭和57年10月20日（水）13時30分から

2 試験の場所

- (1) 学科試験 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁本庁舎第1会議室（地階）
- (2) 実地試験 鳥取市南吉方一丁目71番地の2
鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者となされる者

4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することを証明する書類
- (2) 受験願書の提出先
- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取市東町一丁目220番地（郵便番号680）鳥取県衛生環境部衛生課
- (3) 受験願書の提出期間
- 昭和57年9月16日から同月30日まで。ただし、郵送の場合は、同月30日までの消印があれば有効とする。
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 試験手数料 5,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験
- 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験
- アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が、35パーセント以上のものに限る。）
- 8 その他
- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857—26—7187）に照会すること。
- (3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはった返信用封筒を同封すること。